

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	助産施設における助産の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、助産施設における助産の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

平成28年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設における助産の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法の規定に従い、助産の実施の申し込み等の受理、審査、決定、費用の徴収等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 児童福祉法第二十二條第一項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 2. 児童福祉法第五十六條第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十條第六号及び第六号の三に係る部分に限る。)
③システムの名称	Microsoft Office(Access,Excel)、子育て支援総合システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
助産台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の9項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第12条3号のうち「助産施設」「助産妊産婦」の情報が含まれる項(ホ、ト、リ、ヌ)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
②所属長	石戸 博晃
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7331

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

